

# 長浜市随意契約ガイドライン

長浜市総務部契約検査課

平成30年10月

令和3年4月（一部改訂）

## 目 次

	(ページ)
1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 随意契約の基本的な考え方・・・・・・・・・・	2
3. 随意契約の注意事項・・・・・・・・・・	3～4
4. 施行令第167条の2第1項各号の考え方・・・・・・・・	5～15
5. 随意契約における見積徴取について・・・・・・・・	16～17

## 1. はじめに

地方公共団体が締結する契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的を達成する手段として締結されるものです。通常、これらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その手続については極めて厳格な公共性、透明性が要求されています。

このことから、契約の3原則である「公正性の確保」、「経済性の確保」、「適正履行の確保」がしばしば挙げられますが、これらを兼ね備えた契約が適正な契約であるといえます。

本ガイドラインは、競争入札を原則とする契約の例外的方法である随意契約について、その法令根拠や理由の解釈が庁内において統一かつ公正に行われるよう定めるものです。このガイドラインを参考にしながら、随意契約による場合でもできる限り競争性の確保を念頭に置いて、その適正な執行に努めてください。

ただし、地方公共団体における契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものはここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとに内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して、慎重に判断してください。

## 2. 随意契約の基本的な考え方

### 随意契約

地方公共団体が締結する契約（公共調達）は、競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。

随意契約は、競争入札に付する手続を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、信用・能力等のある業者を容易に選定することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われる等、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項に、次のように随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできません。

- (1) 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体等が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。 （一部表現を要約しています。）

### 1者随意契約

繰り返しになりますが、公共調達は競争入札が原則です。上記施行令に該当する場合にのみ、随意契約ができます。随意契約による場合であっても、原則として2者以上から見積書を徴取し、競争性を確保する必要があります。ただし、真にやむを得ない理由がある場合には、任意の1者から見積書を徴取しその者と契約を締結することもできます。しかしながら、その執行には慎重な判断が必要です。公金の支出を伴う公共調達は、当然として競争性や透明性の確保が必要であり、1者随契とする場合には、その経過や理由を市民一般に説明する責任があるからです。

※ 1者随意契約は法令等に定められた用語ではないため、“特命随意契約”などと称される場合もありますが、本ガイドラインでは「1者随契」と呼称します。

### 3. 随意契約の注意事項

随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行ってください。

#### 1. 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、長浜市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第3項の規定により、根拠法令の条項（施行令第167条の2第1項第1号から第9号まで）の第何号に該当するのかを明らかにし、関係書類に記載しなければなりません。また、1者随契は、施行令及び契約規則の該当が明らかであり、相当な理由がある場合にのみ適用できるものとします。

〔本市契約規則より抜粋〕

第25条

3 契約担当者は、随意契約による場合においては、その関係書類（支出負担行為に係るものにあつては、その伺書）にその根拠法令の条項を記載しなければならない。

#### 2. 有利性の説明

競争入札においては、原則として価格についての競争であることから、定められた範囲の中で最低の価格を提示した者と契約をすることとなりますが、随意契約による場合であっても、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすることが望ましいと考えられます。

ただし、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込にあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、プロポーザル方式による企画競争のように他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされています。言い換えれば、中身・内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるということです。

しかしながら、このように価格の有利性よりも優先される事由によって相手方を決定する場合は、その理由を具体的に説明できる必要があります。単に過去の実績や、「業務に精通している」、「特殊な業務である」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

#### 3. 少額随意契約の留意点

契約規則第25条第1項は、一定以下の金額については事務の軽減を主旨に随意契約ができる規定（少額随意契約）ですが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく分割し金額を下げ、少額随意契約とすることは厳に慎まなければなりません。

#### 4. 説明責任

1者随契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民一般に対して説明責任を持つ必要があります。この場合、少なくとも以下の点については、発注担当課において確認してください。

- ①他課・他機関で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認すること。
- ②近隣自治体等で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認すること。

③「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、履行可能な業者がその1者しかない状況を具体的に説明できること。

(サービス利用契約に基づくシステムの改修等)

④契約相手方は、委託する主要な業務を他者に再委託する実態はないか確認すること。

⑤内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)で入札ができる余地はないか確認すること。

(ひとつの業務を、その者にしか履行できない部分と競争性を確保できる部分とに分割する等)

#### 5. 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たっては、委託契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することは適切ではありません。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分を再委託する必要性が生じた場合は、再委託を行う相手方、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を委託業者より提出させ、発注担当課で妥当性を審査してください。

なお、審査の結果承認を行う場合には、再委託の内容が随意契約によることとした理由と不整合とならないよう十分に留意してください。

#### 6. 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、新たに競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないように留意してください。

## 4. 施行令第167条の2第1項各号の考え方

地方自治法234条では「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定しています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項第1号から第9号を定めています。以下に、各号の基本的な考え方を示します。各号の法令文は施行令の引用ですが、一部文章を要約しているものもあります。

なお、建設工事等の公共工事に係る随意契約については、施行令の規定とともに「工事請負契約における随意契約方式的確な運用について（建設省厚発第308号・昭和59年7月11日）」を判断の基準としてください。

### (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号の主旨は、契約事務の簡素化のため、予定価格が少額のものには競争入札に付さないでよい（少額随意契約）としたものです。この号を受けて、本市契約規則第25条では、下記のとおり契約の種類ごとに随意契約によることができる額の範囲を定めています。この第1号の金額未満であれば、第3号及び第4号に該当する場合を除いて、第2号以下の各号の要件を充足しているかの判断をする必要はなく、本号の該当が優先されます。ただし、額の範囲内であっても、他の契約の方法を排除したわけではなく、あくまで2者以上から見積を徴することが原則です。

〔本市契約規則第25条より抜粋〕

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

※「予定価格」の範囲内であるか否か契約期間全体の執行予定額で判断すること

### (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

条文中の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、概ね次の場合が該当します。

ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

- イ 特殊な性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。
- ウ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 市の行為を秘密にする必要があるとき。
- オ 外国で契約を締結するとき。
- カ 国（公社及び公庫を含む。）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。
- キ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- ク 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ケ 特別な設備が必要な物を運送又は保管させるとき。
- コ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

なお、本号に該当する場合は多岐に及びるので、上記の運用の解釈にあたっては、個別契約ごとにその特殊性や経済的合理性等に鑑みて、客観的かつ総合的に判断する必要があります。

以下に本号に該当する場合の代表的なものを列記しますので、参考にしてください。

#### 【工事請負契約関係】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
  - ア 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
  - イ 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
  - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
  - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
  - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事
  - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事  
⇒「密接不可分の関係」と「著しい支障が生ずるおそれ」を具体的に説明できること。
  - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- ③ コンペ、プロポーザル方式等の企画競争により契約の相手方を予め特定している工事

#### 【物品供給・業務委託等契約関係】

- ① 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合



- ア 既存の情報処理システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改良、改修、保守等を実施する場合  
⇒排他的権利に該当するものを具体的に確認すること。
- イ 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、当該システム等を設計又は製作した者以外の者にプログラムの改修等を履行させると、既存のシステム等の使用に著しい支障が生ずるおそれのある場合  
⇒「密接不可分の関係」と「著しい支障が生ずるおそれ」を具体的に説明できること。
- ウ 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合
- ・試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備・技術等を有する者と契約をする場合
  - ・特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合 等
- エ 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等、法律や法令等の規定により履行可能な業者が限られる場合や現に価格競争が成立していない場合
- ・法律相談業務（弁護士会）
  - ・不動産鑑定業務
  - ・検診業務（医師会・歯科医師会・薬剤師会）
  - ・再販売価格維持制度が適用される書籍・雑誌・新聞・音楽 CD 等の購入 等
- オ 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合
- カ 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者と契約する場合
- キ 市の契約行為を秘密にする必要がある場合
- ・試験問題の作成、購入、印字 等
- ⇒「秘密」にするべき客観的必要性の有無を検討すること。
- ク 市の政策目的を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合
- ⇒目的や事業内容等を具体的に説明できること。
- ⇒複数の候補者から特定の一団体を選定した経過を具体的に説明できること。
- ⇒公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。
- ケ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合
- ⇒目的や事業内容等を具体的に説明できること。
- ⇒「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進」は地域団体等が市と協定を交わし、公園や道路、河川など公共空間の清掃や美化活動等を自発的に行う制度（長浜市きれいなまちづくりパートナーシップ事業）など、まちづくりを担う住民や地域団体とのパートナーシップの原則に基づいて事業を推進するものを指す。
- コ 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合
- ⇒複数の候補者から特定の一業者を選定した経過を具体的に説明できること。
- カ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的として業務を委託する場合
- ⇒研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の一個人を選定した経過を具体的に説明できること。

② 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合

ア 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合

イ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に履行させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある場合

⇒「密接不可分の関係」と「著しい支障が生ずるおそれ」を具体的に説明できること。

ウ 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、一体の関係にある業者でないと履行が不完全になる場合

・建設工事の基本設計と実施設計 等

⇒「一体の関係」を具体的に説明できること。

エ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

③ コンペ、プロポーザル方式等の企画競争により契約の相手方を予め特定している場合

④ その他

ア 契約諸手続のために年度当初分を前年度の契約の相手方と契約する場合

⇒同一の事務事業で4月1日から事務事業が開始されるものについて、業者選定及び契約諸手続の期間を設けるための措置として、暫定的に当該年度の契約相手方を決定するまでの間に限り、前年度の契約の相手方と前年度と同一の条件で契約を締結できるものとする。

この場合、安易に契約期間を長期に設定せず、速やかに契約諸手続を遂行すること。

なお、事務の遅滞を理由に選定ができず、随意契約の期間を延ばすことは認められない。

イ 新規事業者が業務実施の準備期間を必要とするため、当該準備期間中についてそれまでの契約相手方と契約する場合

⇒準備期間として行うべき事柄を明確にし、最短期間のみとすること。事務の遅滞を理由に随意契約の期間を延ばすことは認められない。

ウ 契約規則第28条各号のいずれかに該当し「見積書の徴取を省略することができる」場合

〔本市契約規則より抜粋〕

第28条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 郵便はがき、郵便切手、収入印紙等専売価格の定めがあるとき。

(2) 官報、新聞、法規追録等の定期刊行物及び図書を購入するとき。

(3) その他契約の内容又は性質上見積書を徴することが適当でないと認められるとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

本号では以下の契約について、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされています。

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約

#### ④ 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

##### 注意事項

本号において随意契約の対象となるのは、上記のように福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合です。工事請負契約は本号には該当しません。

なお、本号を適用する場合には、施行令の趣旨に基づき、1者随契とすることができます。

本号を適用する契約としてはシルバー人材センターを相手方とする契約が多く見受けられますが、およそシルバー人材センターに委託する業務は他の事業者にも履行可能なものが大半です。本号を用いてシルバー人材センターを契約の相手方とする場合には、政策的な目的に立ち、同者が相手方として最も相応しいとした理由を明確に説明できるよう留意してください。（同号に規定されている他の施設・団体を相手方とする場合も同様です。）

対象となる相手方が複数いる場合は、安易に1者随契とせず、見積を徴取し、原則として最も安い価格を提示した者と契約してください。

また、本号を適用する場合には、契約の原則である機会均等や透明性及び公正性を確保するため、契約規則第25条第2項の規定に基づき、その契約内容等を公表する必要があることに留意してください。

〔本市契約規則より抜粋〕

##### 第25条

2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を見積書提出期限の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公表すること。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

ア 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

イ 契約条項を示す場所及び日時

ウ 見積書提出の場所及び期限

エ 郵便等による見積書提出の可否

オ その他必要な事項

(2) 契約の相手方の決定後、速やかに、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

イ 契約に係る事務を担当する課等

ウ 契約の相手方を決定した日

エ 契約の相手方の住所及び氏名

オ 契約金額

カ その他必要な事項

#### (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

本号は、ベンチャー企業等の育成等を主旨として政策的な判断を必要とする場合の号です。

新たな事業分野の開拓を図る者として県知事等の認定を受けた者から、新商品として生産された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約によることができるとされています。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工し又は役務として提供するため、その生産物又は役務等には新規性があり、他の者による同類の生産物又は役務よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられるからです。

#### 【注意事項】

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れに係る契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

また、本号を適用する場合も、前号と同様に1者随契とすることができるうえ、契約規則第25条第2項の規定に基づく公表が必要となります。

#### (5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争に付することができないとき

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急の場合です。本号の適用に際して重要なことは、「緊急の必要があるかどうか」ということと「競争に付す時間的余裕がない」ということが、客観的な事実に基づいて説明できることです。例えば、災害地において競争入札の方法による手続を執っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、人命上も経済上も甚だしく不利益を被るような場合が該当します。当然ながら、事務手続きの遅滞による「緊急」は理由になりません。

#### 【工事請負契約関係】

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事

### 【物品供給・業務委託等契約関係】

緊急に行わなければならない業務等であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- ① 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの
- ④ 感染症発症時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に必要とするもの
- ⑤ 選挙などの法令等の規程により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするもの

### 注意事項

緊急性がある中でも、可能な限り複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意してください。

（6）地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 競争入札に付することが不利と認められるとき

本号には、競争入札に付す方が随意契約によるよりも納期・工期や経費の面で不利となることが認められる場合が該当します。ただし、「不利となること」を具体的に説明できなければなりません。本号に該当する事例は概ね以下の場合です。

- ① 契約時期を失うとき（早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される場合。）
- ② 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった業務や本体業務と密接に関連する付帯的な業務で、現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合は、期間の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる場合。
- ③ 契約の履行にあたり、データ等の取得・蓄積、ノウハウや業務への習熟、業務の対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

### 【工事請負契約関係】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
  - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 施工中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等のおそれがあり、両工事が密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事

⇒「密接不可分の関係」を具体的に説明できること。

- イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
  - ア 鉄道の工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
  - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

#### 【物品供給・業務委託等契約関係】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務
  - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ② 引き続いて委託する業務で、継続して履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分の関係にあるもの
    - ⇒「密接不可分の関係」を具体的に説明できること。
  - イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託した場合、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるもの
- ④ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- ⑤ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合

#### 注意事項

本号は、見積相手方が1者となる場合がありますが、第2号と類似していますが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、本号は履行者が極めて限定されますが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合が該当します。

(7) 地方自治法施行令第167条の2第1項7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

本号は、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合が該当し、個々に契約担当者が判断することになりますが、一般的には製造原価を下回るような価格で契約できる場合等といわれており、この号を適用する事例はほぼ無いと思われま

**【工事請負契約関係】**

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該施工者と契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合

**【物品供給・業務委託等契約関係】**

- ① 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者へ委託する場合は、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ③ 競争の余地のない物品の買入れで、公益的理由により有利な価格で契約できると認められる場合

(8) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

本号は、いわゆる不落（不調）随契といわれるものです。「再度の入札」とは、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、直ちにその場で行う入札（再入札）と、再度通知や公告をした後に改めて行う入札（再度公告入札）の二つを指します。

本号を適用する場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付する当初に定めた予定価格その他の条件を変更することはできません。

**注意事項**

本号に該当するかどうかは時間的余裕の有無により判断し、時間的余裕がある場合には、以下のとおり改めて競争入札に付することが原則です。

- ① 一般競争入札の場合、資格要件や仕様の見直しを行い、再度入札公告を行う。
- ② 指名競争入札の場合、業者選定や仕様を見直したうえで再度指名競争入札を実施する、又は、一般競争入札に変更して入札公告を行う。



競争入札に付し、再入札を行ってなお落札者がいない場合や入札参加者が1者もない場合において、改めて競争入札に付す時間的余裕がない場合や、時間的余裕はあるものの、それ以上資格要件や仕様の見直しが不可能な場合に限っては、本号を適用し、随意契約を行うことができます。

なお、指名競争入札において参加者が1者のみとなった場合は、長浜市建設工事等入札執行要綱第10条第3項の規定に基づき入札執行を取りやめますが、この場合は、指名業者の選定が適切でなかった可能性が高いため、本号を適用して随意契約に移行するのではなく、上記注意事項②により改めて競争入札を実施すべきです。

#### (9) 地方自治法施行令第167条の2第1項第9号

##### 落札者が契約を締結しないとき

本号の規定は、競争入札により落札者となった者が規定の期間内に契約を締結しない場合（落札者が契約書を作成しない場合）には、契約履行の意思がないものと認め、当該落札金額の範囲内で他の者と随意契約を行うことができるとしたものです。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度競争入札に付することもできますが、再度入札を行う時間的余裕がない場合には、本号を適用し随意契約を行うことができます。

##### 注意事項

本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として順次、次順位の者に見積を依頼します。ただし、この場合の契約はあくまで落札金額の範囲内で行わなければならない、かつ、履行期限を除くほか、競争入札に付す当初に定めた予定価格その他の条件を変更することはできません。

## 5. 随意契約における見積徴取について

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により少額随意契約を行う場合は、原則として複数者から見積書を徴取します。

見積依頼先として複数の業者の中から任意の業者を選定する場合には、地理的条件等、その選定理由が合理的に説明できるよう十分留意してください。

【参考】長浜市契約規則第 22 条第 1 項

(入札者の指名)

第 22 条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、契約の種類及び目的並びに金額に応じ入札参加有資格者名簿に登録した者のうちから入札者を 5 人以上指名しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、入札者の人数を 5 者未満にすることができる。

### ① 見積書を徴取する者を 1 者とすることができる場合

長浜市契約規則第 27 条第 1 項の各号に該当する場合に限り、見積書を徴取する相手方を 1 者とすることができます。

(見積書の徴取)

第 27 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して **2 者以上の者** から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的により次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴する者を **1 者** とすることができる。

- (1) 契約の目的が代替性のないものであるとき。
- (2) 同一の規格及び品質の物品で、売主により価格が異なるものを購入するとき。
- (3) 再度の入札に付し落札者が不在の場合において、当該入札で最高又は最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき。
- (4) 急施を要し、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。
- (5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に契約担当者が認めるとき。

② 見積書の徴取を省略することができる場合

長浜市契約規則第 28 条に該当する場合には、見積書の徴取を省略することができます。

(見積書の徴取を省略することができる場合)

第 28 条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 郵便はがき、郵便切手、収入印紙等専売価格の定めがあるとき。
- (2) 官報、新聞、法規追録等の定期刊行物及び函書を購入するとき。
- (3) その他契約の内容又は性質上見積書を徴することが適当でない認められるとき。